

喜多方市議会議長の交際費の公表に関する要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、喜多方市情報公開条例（平成18年喜多方市条例第12号）第20条の規定により、公正で透明な議会の運営に資するため、喜多方市議会議長の交際費（以下「議長交際費」という。）の支出に係る情報の公表に関し必要な事項を定めるものとする。

(公表する事項)

第2条 公表する議長交際費の事項は、次のとおりとする。

支出月日

支出区分

支出先、内容等

支出金額

2 前項の規定にかかわらず、議長交際費の支出において相手方に特別の配慮が必要と認められる場合は、個人名等の情報を公表しないものとする。

(公表の時期)

第3条 議長交際費の公表は、当該月の支出分を翌月15日までに行うものとする。

ただし、公表の期限が喜多方市の休日を定める条例（平成18年喜多方市条例第2号）に規定する市の休日に当たるときは、その日の翌日をもってその期限とする。

(公表の方法)

第4条 議長交際費の公表は、別記様式を市のホームページに掲載する方法により行う。

(その他)

第5条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

この要綱は、平成19年4月1日から施行し、同日以後に支出する議長交際費について適用する。

別記様式（第4条関係）

支出月日	支出区分	支出先、内容等	支出金額